

総合守谷第一病院 看護師等支度金制度要項

1. 目的

看護師等の人材確保と充実を図るため、新入職者に対し就職準備・自己研鑽等の費用として支度金を貸与する。

2. 対象者

- ① 常勤の看護師、准看護師、看護補助者（ナースエイド）
- ② 人材紹介会社を経由しない直接応募者（ハローワーク経由を含む）
- ③ 当法人在籍スタッフからの紹介による応募
- ④ 次の者は除く
 - （i）定年までに3年以上勤務できない者
 - （ii）奨学金の貸与を受けた者
 - （iii）過去に当院職員として勤務していた者（応相談）

3. 貸与金額

看護師 30 万円、准看護師 20 万円、ナースエイド 15 万円

4. 支度金の支給時期

入職より3カ月後

5. 貸与期間中の利息

無利息

6. 支度金の返還要件

- ・ 入職 12 カ月以内の退職で全額返還
- ・ 13 カ月以上 36 カ月未満の退職で支給額の 2 分の 1 を返還
- ・ 36 カ月以上の勤務で返還免除

*要件を満たす在职期間に休職・特別休暇等の期間は含めない。

7. 施行期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日までの採用職員に適用する。

8. 募集定員

複数名